

感染症の種類と出席停止期間

第1種	病名	出席停止期間
感染症 予防法 1類2類 ※ただし 結核を 除く	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう(天然痘), マールブルグ病, ラッサ熱, 急性灰白髄炎(ポリオ), ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	病名	出席停止期間
飛沫感染 する感染 症で生徒 の罹患が 多く, 学 校で感染 拡大する 可能性が 高いもの	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ*を除く)	発症後5日経過かつ解熱後2日経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日経過かつ症状軽快後24時間を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日経過 かつ, 全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
第3種	病名	出席停止期間
学校教育 活動を通 じ, 学校 において 感染拡大 する可能 性が高い もの	腸管出血性大腸菌感染症	症状の改善, 医師により感染のおそれがないと認められるまで(無症状病原体保有者は登校可能)
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで
その他	病名	これらの病名に基づく 出席停止はしない
宮城県 医師会 統一 見解	溶連菌感染症	原則として出席停止ではない 治療開始翌日より登校可能 発熱時は, 解熱後1~2日経過後登校可能
	ウイルス性肝炎・手足口病 ヘルパンギーナ・伝染性紅斑 マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症	病名に基づく出席停止はしない 発生が多い, 重傷者が発生するなど, 社会的不安が強いときは, その都度取 り扱いに配慮必要
	アタマジラミ, 感染性軟属腫(水いぼ), 伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能